

## 審査ニュース 260号

### 請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースでは、最近よく見かける同一有効成分の散剤等が薬価基準に収載されている場合の自家製剤加算の算定、外来服薬支援料2の算定、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（新興感染症等の患者への緊急訪問）の算定における請求事例についてお知らせします。

レセプト請求において、請求の意図を明確にさせるためには、レセプト摘要欄へのコメントの記載が大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受け、ここで「原審」「返戻」「査定」処理されます。

その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行われます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行います。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となります。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、レセプト摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求を未然に防止することができます。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

【事例1】同一有効成分の散剤等が薬価基準に収載されている場合の自家製剤加算の算定について

【事例2】外来服薬支援料2の算定について

【事例3】在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（新興感染症等の患者への緊急訪問）の算定について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合い

原審・・・請求どおりと解釈されるもの。

返戻・・・請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定・・・誤請求と解釈されるもの。

事例1 (査定事例) 同一有効成分の散剤等が薬価基準に収載されている場合の自家製剤加算の算定について

〈処方〉

酢酸亜鉛錠25mg 2錠  
1日2回 朝・夕食後 30日分

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	10・7	10・7	酢酸亜鉛錠25mg「サワイ」 【内服】1日2回 朝・夕食後	2錠	18	30	24 60	540	自 100
摘要	算定理由 (自家製剤加算) ; 嚥下困難のため、医師の指示により粉砕									

審査委員会での【請求に対する疑義?】  
Q、自家製剤加算を算定していますが、酢酸亜鉛錠は同一有効成分の顆粒が薬価基準に収載されています。算定はいかがでしょうか?



〈審査結果〉 査定

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	10・7	10・7	酢酸亜鉛錠25mg「サワイ」 【内服】1日2回 朝・夕食後	2錠	18	30	24 60	540	自 <del>100</del> 0
摘要	算定理由 (自家製剤加算) ; 嚥下困難のため、医師の指示により粉砕									

自家製剤加算は、薬価基準に収載されている医薬品に溶媒、基剤等の賦形剤を加え、当該医薬品と異なる剤形の医薬品を自家製剤の上調剤した場合に、以下の①②の場合を除き算定できます。

① 調剤した医薬品と同一剤形および同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合

② 液剤を調剤する場合であって「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」上の承認事項において用時溶解して使用することとされている医薬品を交付時に溶解した場合

また、令和6年度の調剤報酬改定において、嚥下困難者用製剤加算が廃止され、薬剤を飲みやすくするための調剤上の工夫に対しては、自家製剤加算で評価されることとなりました。

このケースでは、摘要欄に算定理由として「嚥下困難のため、医師の指示により粉砕」と記載がありますが、酢酸亜鉛顆粒が薬価基準に収載されているため、査定処理となりました。

<令和6年6月版 調剤報酬点数表の解釈 p51参照>

審査ニュース

事例2 (査定事例) 外来服薬支援料2の算定について

〈処方〉

炭酸リチウム200mg「大正」	4錠
ラッダー錠40mg	2錠
1日2回 朝食後・就寝前	30日分
炭酸リチウム100mg「大正」	1錠
1日1回 就寝前	30日分

〈審査対象レセプト〉

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	11・11	11・11	炭酸リチウム錠200mg「大正」 ラッダー錠40mg 【内服】1日2回 朝食後・就寝前	4錠 2錠	66	30	24 60	1980	支B 170
2	1	11・11	11・11	炭酸リチウム錠100mg「大正」 【内服】1日1回 就寝前	1錠	1	30	0 0	30	支B
摘要										

審査委員会での【請求に対する疑義？】  
Q、炭酸リチウム錠は規格違いで、1剤2種類となりますが、外来服薬支援料2の算定はいかがでしょうか？



〈審査結果〉 査定

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	11・11	11・11	炭酸リチウム錠200mg「大正」 ラッダー錠40mg 【内服】1日2回 朝食後・就寝前	4錠 2錠	66	30	24 60	1980	支B 170 0
2	1	11・11	11・11	炭酸リチウム錠100mg「大正」 【内服】1日1回 就寝前	1錠	1	30	0 0	30	支B
摘要										

外来服薬支援料2は、一包化および必要な指導を行い、患者の服薬管理を支援した場合について評価するものです。一包化とは「服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤または1剤であっても3種類以上の内服用固形剤が処方されているとき、その種類にかかわらず服用時点ごと一包として患者に投与すること」をいい、その場合に、投与日数に応じて外来服薬支援料2を算定することとなっています。  
このケースでは、炭酸リチウム錠は同一有効成分の規格違いを組み合わせた処方、1剤2種類となり、外来服薬支援料2の算定要件を満たさないため、査定処理となりました。

<令和6年6月版 調剤報酬点数表の解釈 p72~73 参照>

事例3 (査定事例) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1 (新興感染症等の患者への緊急訪問) の算定について  
(処方)

ラゲブリオカプセル200mg 8カプセル  
1日2回 朝・夕食後 5日分  
カロナール錠200mg 6錠  
1日3回 毎食後 5日分

〈審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	2・17	2・17	ラゲブリオカプセル200mg 【内服】1日2回 朝・夕食後	8カプセル	1732	5	24 4	8660	
2	1	2・17	2・17	カロナール錠200mg 【内服】1日3回 毎食後	6錠	4	5	24 4	20	
摘要	新型コロナ陽性のため、処方医より緊急訪問の要請あり。 訪問指導年月日 (居宅療養管理指導費等)：令和7年2月13日 訪問指導年月日 (居宅療養管理指導費等)：令和7年2月27日									

審査委員会での【請求に対する疑義?】  
Q、新型コロナウイルス感染症での、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1 (新興感染症等の患者への緊急訪問) の算定はいかがでしょうか?

基本料	時間外	薬学管理料
		感訪1 500点

〈審査結果〉 査定

令和6年度診療報酬改定前までは、新型コロナ感染症患者宅への訪問および服薬指導については、コロナ特例として評価されていましたが、令和6年度診療報酬改定において、新興感染症における訪問、服薬指導は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1で評価をされることとなりました。  
 当指導料は「感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の患者であって、患家または宿泊施設で療養する者、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設または介護老人福祉施設に入所する者に対して交付された処方箋を受け付けた場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が患家または当該施設を緊急に訪問し、当該患者またはその家族等に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理および指導を実施し、薬剤を交付した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1 (500点) を算定する。ただし、情報通信機器を用いて必要な薬学的管理および指導を行った場合には、在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料として、59点を算定する」とされています。  
 このケースでは、医師の指示により、新型コロナウイルス感染症患者宅へ緊急訪問していますが、現在の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は5類相当で、感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症に当たらないため、査定処理となりました。  
 なお、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変 (計画的な訪問薬剤管理指導の対象となっていない疾患の急変) に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医または連携する他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該患者に係る計画的な訪問薬剤管理指導とは別に、緊急に患家を訪問して必要な薬学的管理指導等を行い算定要件を満たした場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2 (200点) を算定できます。

<令和6年6月版 調剤報酬点数表の解釈 p82~83、p87、p119~121 参照>

正しい請求例

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	2・17	2・17	ラゲブリオカプセル200mg 【内服】1日2回 朝・夕食後	8カプセル	1732	5	24 4	8660	
2	1	2・17	2・17	カロナール錠200mg 【内服】1日3回 毎食後	6錠	4	5	24 4	20	
摘要	新型コロナ陽性のため、処方医より緊急訪問の要請あり。 訪問指導年月日 (居宅療養管理指導費等)：令和7年2月13日 訪問指導年月日 (居宅療養管理指導費等)：令和7年2月27日									

基本料	時間外	薬学管理料
		緊訪B1 200点